

## 役員費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正聖会の役員及び苦情・相談解決のための第三者委員（以下、「第三者委員」という。）の旅費・交通費及び出席報酬について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

### (旅費・交通費)

第3条 役員及び第三者委員が理事会、監査、監査研修、評議員会、評議員選任・解任委員会、苦情・相談解決のための第三者委員会（以下、「第三者委員会」という。）に出席又は立会いしたときは、別表1により旅費・交通費を支払うことができる。

### (出席報酬)

第3条の2 役員及び第三者委員が理事会、監査、監査研修、評議員会、評議員選任・解任委員会、第三者委員会に出席又は立会いしたときは、別表2により出席報酬を支払うことができる。

### (理事の報酬)

第4条 削除

### (監事の報酬)

第5条 削除

2 削除

### (第三者委員の報酬)

第6条 削除

### (出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規則の規程を準用し「一般職の4級以上の職務にあるもの」とみなして、旅費を支給する。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### —(適用除外)

第7条—施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改正)

Ver.6

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならぬ。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日より適用する
- 2 この規程は、平成22年4月1日より適用する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1 旅費・交通費

(理事会、監査、監査研修、評議員会、評議員選任・解任委員会、第三者委員会出席)

距離	金額
10Km 未満	支給なし
10Km 以上 20Km 未満	1, 000円
20Km 以上 30Km 未満	1, 500円
30Km 以上	2, 000円

別表2 出席報酬

(理事会、監査、監査研修、評議員会、評議員選任・解任委員会、第三者委員会出席)

<u>出席報酬</u>	金額
<u>理事会、監査、評議員会、 評議員選任・解任委員会 監査研修</u>	10, 000円
<u>第三者委員会</u>	<u>5, 000円</u>